
武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト
総合エネルギーマネジメント等業務委託仕様書

平成 30 年 10 月

武蔵野市

第1章 総則

本業務委託仕様書は、武蔵野市（以下「市」という。）が発注を予定している武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトにおける総合エネルギーマネジメント等業務（以下「業務」という。）に適用するものである。

本業務を実施するにあたっては、現行法令に規定されている技術上の基準等に準拠し、周辺地域に対する安全及び公害防止に十分配慮して行うものとする。

なお、本業務委託は環境省所管の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金「公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業」の対象業務として行うものである。

1. 適用範囲

本業務委託仕様書は、「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトにおける総合エネルギーマネジメント等業務委託」に適用する。

2. 業務内容の疑義

受注者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに市と協議の上、決定するものとする。

3. 管理技術者等

- (1)受注者は、代理人、管理技術者、各主任担当技術者及び担当技術者を定め、市に通知しなければならない。
- (2)代理人と管理技術者は兼ねることができる。
- (3)受注者及び管理技術者は、関連する他の業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

4. 提出書類

- (1)受注者は、本業務委託仕様書で別に定めがある場合を除き、市と協議の上、指定する日までに、関係書類を市へ提出する。
- (2)受注者が、市に提出する書類で、様式が定められていないものは、受注者において様式を定めるものとする。ただし、市が様式を指定した場合は、これによる。

5. 資料の貸与及び返却

- (1)受注者は、武蔵野クリーンセンター焼却施設運転管理データ（エネルギー供給対象施設への供給量データ含む）、その他業務に必要な資料、基準等で市が貸与可能と判断したもの（以下「検討資料」という。）については、市から借り受けることができる。
- (2)受注者は、検討資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。紛失又は損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3)受注者は、業務完了時に市へ検討資料を返却しなければならない。

6. 再委託

- (1)受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。特に、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理については、これを再委託することはできない。
- (2)受注者は、業務の一部を再委託する場合は、市の定める手続きに従い、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (3)再委託先は、簡易な業務を除き、業務の遂行能力を有する者でなければならない。また、再委託先が市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中又は排除措置中であってはならない。
- (4)受注者は、再委託先の業務執行体制、経歴等の概要を市に提出しなければならない。
- (5)受注者は、再委託先に対し、業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

7. 打合せ及び記録

- (1)受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、市と常に密接に連絡をとり、業務の方針、条件等について随時打合せを実施するものとする。その内容については、受注者が打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。
- (2)受注者は、業務の進捗状況に応じて、随時市へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (3)受注者は、市から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

8. 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

9. 武蔵野市環境マネジメントシステムへの協力

受注者は、市環境マネジメントシステムの趣旨を理解し、業務を適正に遂行するとともに、市環境マネジメントシステムの実行に協力すること。

10. 環境により良い自動車利用

業務において自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の使用又は利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. 不当介入に対する通報報告

委託にあたって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱」に基づき、市への報告及び管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

第2章 総合エネルギーマネジメント等業務の実施

1. 総合エネルギーマネジメント等業務の着手

- (1)受注者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。
- (2)受注者は、業務の着手にあたり、契約書、仕様書、特記事項等の内容を十分に把握しなければならない。
- (3)受注者は、業務の着手時に市と協議し、次に掲げる事項についてその内容を十分に把握しなければならない。
 - ア 施設間エネルギー融通、地産地消エネルギー利用の目的
 - イ エネルギーマネジメントの条件
 - ウ 仕様書及び適用基準等
 - エ 総合エネルギーマネジメント等業務の内容
 - オ エネルギーマネジメント範囲の施設設備仕様等の把握
- (4)受注者は、業務の着手にあたり、第3章1ー7「成果物等及び提出部数」の別表1に掲げる着手書類を提出しなければならない。

2. 総合エネルギーマネジメント等業務実施計画書

- (1)受注者は、総合エネルギーマネジメント等業務実施計画書を契約確定日より14日以内に市へ提出し、承諾を受けなければならない。
- (2)総合エネルギーマネジメント等業務実施計画書の記載事項は、次のとおりとする。
 - ア 委託概要
 - イ 総合エネルギーマネジメント等業務体制
 - ウ 管理技術者等の通知書
 - エ 総合エネルギーマネジメント等業務実施方針（実施にあたっての考え方、注意点、主な検討項目等）
 - オ 総合エネルギーマネジメント等業務工程表

3. 総合エネルギーマネジメント等業務工程表

- (1)受注者は、市と協議のうえ、次の事項を盛り込んだ、業務工程表を作成しなければならない。
 - ア 総合エネルギーマネジメント等業務の進捗予定

イ 業務内容及びその報告時期

ウ 総合エネルギーマネジメント及び調査検討等を適切に行うために必要な範囲

(2)受注者は、業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度、市に変更業務工程表を提出しなければならない。

(3)受注者は、業務工程表又は変更業務工程表に基づき業務を実施しなければならない。

4. 総合エネルギーマネジメント等業務の方針

(1)受注者は、「武蔵野市長期計画・調整計画」の実現に向け、その主旨を十分に踏まえて業務を実施すること。

(2)受注者は、業務の実施にあたっては、地球環境保全に十分配慮し、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に協力すること。

(3)受注者は、業務の実施にあたり「武蔵野市環境基本計画」に基づき、「スマートシティむさしの」の実現や持続可能な資源利用など、環境施策の推進に協力すること。

(4)受注者は、市と打合せを行い、業務の目的やその内容等を十分に把握し、業務を実施しなければならない。

5. 総合エネルギーマネジメント等業務の成果物等

(1)受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく第3章1-7「成果物等及び提出部数」の別表1に掲げる成果物等を業務完了報告書及び委託完了届とともに市に提出しなければならない。

(2)業務完了報告書の記載事項は、次のとおりとする。

ア エネルギーマネジメント等概要

イ 業務結果内容

ウ 業務工程表（実施を朱書きしたもの）

エ 納品書

オ 協議書

カ その他、市との協議の上、決定した事項

(3)受注者は、成果物に、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難い場合は、その理由を明確にし、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

6. 検査

- (1)受注者は、市に対して業務の完了を検査届により通知するときまでに、特記事項に定める本業務の委託に係る書類を市に提出しておかなければならない。
- (2)受注者は、検査日等の通知に従い、検査を受けなければならない。

7. 守秘義務

- (1)受注者は、業務の実施に必要な場合を除き、市の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
- (2)受注者は、業務に係る資料については、第三者に漏洩しないよう厳重な管理を行わなければならない。
- (3)受注者は、業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。なお、業務完了後も同様とする。

第3章 総合エネルギーマネジメント等業務概要及び特記事項

1. 総合エネルギーマネジメント等業務概要及び特記事項

業務の概要を以下に示す。

1-1 件名

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト 総合エネルギーマネジメント等業務

1-2 総合エネルギーマネジメント等業務における対象施設

- 武蔵野クリーンセンター 東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号
*地域エネルギーマネジメントシステム（CEMS）設置施設
- 武蔵野市本庁舎 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
- 武蔵野総合体育館 東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号
*蓄電池システム設置予定施設
*ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）設置予定施設
- 武蔵野市緑町コミュニティセンター 東京都武蔵野市緑町3丁目1番17号
- 武蔵野市エコプラザ（仮称） 東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号
*蓄電池システム設置予定施設
- 武蔵野市立第四中学校 東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番41号
*蓄電池システム設置予定施設

1-3 委託期間

平成31年4月（契約確定の翌日）から平成33年3月（平成31年度～平成32年度内）

1-4 総合エネルギーマネジメント等業務委託の目的

市では、平成29年4月より稼働を開始した武蔵野クリーンセンター（清掃工場）において、ごみ焼却に伴う廃熱回収により発生した「蒸気・電気」を廃棄物エネルギー利活用及び災害に強い自立・分散型エネルギー供給施設づくりを目的として、周辺公共施設（武蔵野市本庁舎、武蔵野総合体育館、緑町コミュニティセンター、武蔵野市エコプラザ（仮称））に供給するシステムを構築している。市内の廃棄物処理の過程で発生する「地産地消エネルギー」の有効利用として、更なる地域の低炭素化及び面的利用拡大を目指し、現在、供給している周辺公共施設内でのエネルギー利用の効率化（蓄電池、BEMS 導入など）及び市立小・中学校等への面的拡大（電力自営線及び蓄電池導入、自己託送の運用など）による「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト」を

行うにあたり、対象施設内において、最適かつスマートで効率的な運用を実現するため、総合的なエネルギーマネジメントを行うものである。

1-5 総合エネルギーマネジメント等業務委託の内容

業務の内容は、以下に示すものである。

- (1) 武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト対象施設内のエネルギーマネジメント業務
武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト対象施設内における、効率的かつ効果的なエネルギー需給方法及び手法を立案し、最適なエネルギー管理の確立を行う。
 - ア CEMS を利用した武蔵野クリーンセンター(清掃工場)の最適化運用
(市、武蔵野クリーンセンター施設運営事業者と詳細協議により決定すること)
 - イ BEMS を利用した武蔵野総合体育館の最適化運用
(武蔵野クリーンセンターCEMS との連携制御含む)
 - ウ 蓄電池の最適化運用(充放電及び自立機能制御など)
 - エ 自己託送(東京電力パワーグリッド(株)接続送電サービス)の最適化運用
 - オ 武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト実施に伴う各種許認可申請及び電力会社(PPS 含む)等との協議における支援、助言
 - カ その他必要事項

- (2) 環境省公共施設等先進的 CO2 排出削減対策モデル事業に関わる各種申請補助業務
武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトにおける、環境省公共施設等先進的 CO2 排出削減対策モデル事業に関わる各種申請の補助及び支援を行う。
 - ア 事業期間内の交付申請に係る補助及び支援(申請書作成など)
 - イ 事業期間内の完了実績報告に係る補助及び支援(報告書作成など)
 - ウ 事業期間内の事業報告に係る補助及び支援(事業報告書作成など)
 - エ 事業期間内の国及び補助事業者(執行団体)による立入検査に係る補助及び支援
 - オ その他必要事項

- (3) 武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトに関する効果測定業務
武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトにおける、環境省公共施設等先進的 CO2 排出削減対策モデル事業等に伴う効果測定を行う。
 - ア 環境省公共施設等先進的 CO2 排出削減対策モデル事業に伴う各種効果測定
 - イ 武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト全体の各種効果測定
(プロポーザル時における技術提案時の効果検証含む)
 - ウ その他必要な効果測定

エ 上記ア～ウの測定結果のまとめ、総括

* 総合エネルギーマネジメントに向けたシステム構想図は、「別添参考資料」を参照のこと。

1-6 現場実態の把握

受注者は、業務にあたり、総合エネルギーマネジメント等の対象となる敷地や設備機器等、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、業務に反映しなければならない。

1-7 成果物等提出部数

業務の成果物等の提出部数は以下の別表1による。

別表1 総合エネルギーマネジメント等業務成果物等納品リスト

	対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考
着手書類	■	委託着手届	2	○	
		主任技術者又は担当責任者届			
		総合エネルギーマネジメント等業務工程表（計画） （計画を朱書きしたもの）			
業務実施計画書	■	委託概要	2	○	
		業務体制及び技術者届			
		業務方針			
		総合エネルギーマネジメント等業務工程表			
業務書類	■	打合せ記録簿	2	○	
	■	その他必要な資料	2	○	
業務完了報告書	■	業務概要	2	○	
		業務結果内容			
		総合エネルギーマネジメント等業務工程表（実績） （実施を朱書きしたもの）			
		官公庁等事前協議資料など			
		各種協議書			